

平成 28 年 6 月 23 日

本 部 部 長 審 判 官
各 国 税 不 服 審 判 所 長 殿
国 税 不 服 審 判 所 沖 縄 事 務 所 長

国 税 不 服 審 判 所 長
(官 印 省 略)

国 税 通 則 法 第 99 条 の 通 知 の 可 能 性 の 有 る 事 件 の 対 応 に つ い て (指 示)

標 題 の こ と に つ い て は 、 下 記 に よ り 実 施 す る こ と と し た の で 、 今 後 は こ れ に よ り 適 切 に 対 処 さ れ た い。

(趣 旨)

国 税 通 則 法 (以 下 「 通 則 法 」 と い う 。) 第 99 条 第 1 項 に お い て は 、 国 税 不 服 審 判 所 長 は 、 国 税 庁 長 官 が 発 し た 通 達 に 示 さ れ て い る 法 令 の 解 釈 と 異 な る 解 釈 に よ り 裁 決 を す る と き 、 又 は 他 の 国 税 に 係 る 処 分 を 行 う 際 に お け る 法 令 の 解 釈 の 重 要 な 先 例 と な る と 認 め ら れ る 裁 決 を す る と き は 、 あ ら か じ め そ の 意 見 を 国 税 庁 長 官 に 通 知 し な け れ ば な ら な い 旨 規 定 し て い る 。 そ こ で 、 本 指 示 文 書 に お い て 、 通 則 法 第 99 条 第 1 項 に 規 定 す る 国 税 庁 長 官 に 通 知 す る 可 能 性 の 有 る 審 査 請 求 事 件 に 係 る 本 部 及 び 支 部 の 諸 手 続 等 に つ い て 、 具 体 的 に 整 備 を 図 る も の で あ る 。

記

通 則 法 第 99 条 第 1 項 に 規 定 す る 国 税 庁 長 官 に 通 知 す る 可 能 性 の 有 る 審 査 請 求 事 件 で あ る と 認 め ら れ た 場 合 、 本 部 及 び 支 部 は 、 次 の と お り 対 応 す る 。

- 1 係 属 中 の 審 査 請 求 事 件 に お い て 、 ① 長 官 通 達 に 示 さ れ た 法 令 解 釈 と 異 な る 解 釈 を 採 ろ う と す る 場 合 、 ② 法 令 解 釈 を 示 し た 長 官 通 達 が な く 、 原 処 分 庁 の 法 令 解 釈 に 疑 義 が 有 る 場 合 な ど は 、 必 ず 本 部 照 会 を 行 う 。

2 本部照会があったもの（上記1）について、本部の国税審判官、国税副審判官及び国税審査官（以下「本部担当審判官等」という。）は、法曹出身の審判官と検討を行った上、本部部長審判官への報告後、本部所長へ報告する。

3 本部所長が上記1の①又は②の場合に該当するとして、国税庁に法令解釈の確認（例えば、長官通達がない法令について解釈したところ、A説、B説…に分かれた場合には、立法趣旨などについての確認）が必要と判断したときには、本部部長審判官及び本部担当審判官等に対し、その旨を指示する。

4 本部担当審判官等は、支部の担当審判官等（以下「支部担当審判官等」という。）に対して原処分庁に求釈明を行うよう指示する。この求釈明に当たっては、確実に、国税庁に法令解釈の確認（原則として長官通達がない場合（上記1の②の場合）には、例えば、①その法令の立法趣旨、②その取扱いが広く定着しているかなどの課税実務の状況を含む。）を求める。

（注）本部担当審判官等は、「支部における審査請求事件の調査・審理に関する支援を行うことが任務の一つとされている」ことから、必要に応じて庁担当課の担当者等に、原処分庁に対して求釈明を行った旨、速やかな書面による回答についての協力要請等を行う。

5 原処分庁から、上記4の求釈明に対する回答があった場合には、支部担当審判官等は、当該回答を本部担当審判官に報告する。

（注）求釈明に対する回答が具体性を欠くなどの場合には、必要に応じて再度求釈明を行うよう本部所長が指示を行う。

6 本部所長は、審判所としての法令解釈、求釈明に対する原処分庁からの回答に基づき、当該審査請求事件の裁決に当たって通則法第99条に該当するか否かの判断を行う。当該裁決が、通則法第99条に該当する場合には、同条の手続を行い、同条に該当しない場合には、支部に裁決を行うよう指示する。

【通則法 99 条通知の可能性のある事件の対応について】

